

令和4年6月市議会 総務委員会資料

第68号議案 長崎市税条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正の概要	1
2 改正の内容	
(1) 個人住民税における住宅ローン控除の延長・見直し	1～3
(2) 個人住民税における上場株式等の配当所得等に係る 課税方式の見直し	4
(3) 個人住民税における合計所得金額に係る規定の整備	5
(4) 地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)に係る固定 資産税の課税標準の特例措置	6～12
3 長崎市税条例新旧対照表	13～21

理 財 部

令和4年6月

長崎市税条例の一部を改正する条例について

1 改正の概要

地方税法の一部が改正されたことに伴い、次の（１）から（４）について、長崎市税条例を改正する。

- （１）個人住民税における住宅ローン控除の延長・見直し
- （２）個人住民税における上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し
- （３）個人住民税における合計所得金額に係る規定の整備
- （４）地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）に係る固定資産税の課税標準の特例措置

2 改正の内容

（１）個人住民税における住宅ローン控除の延長・見直し

（市税条例附則第 6 条の 3 の 2、附則第 21 条）

ア 改正背景

令和 4 年度の税制改正において、「2050 年カーボンニュートラル」の実現に向けた住宅の省エネ性能の向上等、会計検査院の指摘（いわゆる「逆ざや」※）への対応、及び現下の経済状況を踏まえた支援規模の確保という観点から、住宅ローン控除の控除率・控除期間及び要件等の見直しが行われた。

※住宅ローン控除率（1%）を現下の実際の住宅ローン借入金利が下回っていること。

イ 改正内容

所得税において住宅ローン控除の特例の延長（4 年）等の措置が講じられたことに伴い、当該措置の対象者について、所得税額から控除しきれなかった額を控除限度額の範囲内において、引き続き個人住民税額から控除する。また、控除限度額については、消費税引上げによる需要平準化対策（平成 26 年 4 月居住開始から対象）が終了したことから、次のとおり引き下げる。あわせて、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた住宅ローン控除の適用要件の弾力化（※）を措置した住宅ローン控除の特例については適用期限の満了にあわせ廃止する。

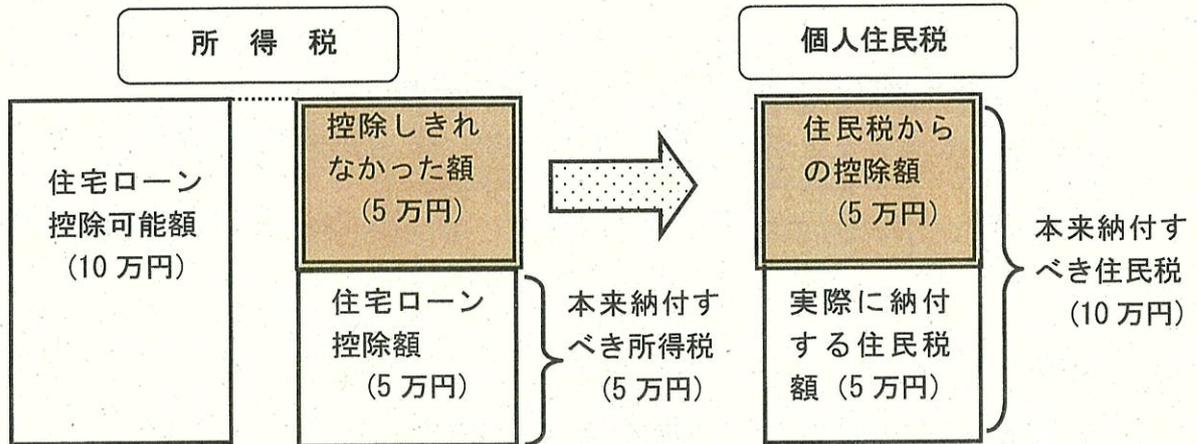
なお、この措置による個人住民税の減収額については、地方特例交付金により全額国費で補てんされる。

	現 行	改正後
居住開始年	平成 26 年 4 月～令和 3 年 12 月	令和 4 年 1 月～令和 7 年 12 月
控除限度額	所得税の課税総所得金額の 7% （最高 13.65 万円）	所得税の課税総所得金額の 5% （最高 9.75 万円）

※住宅ローン控除の適用要件の弾力化・・・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ入居時期要件の延長等を措置したもの。

【参考】個人住民税の住宅ローン控除制度の概要

所得税の住宅ローン控除の適用者について、控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、翌年度の個人住民税から控除限度額の範囲内で控除する。



ウ 施行日 令和5年1月1日（令和5年度課税より適用）

エ 影響見込額 約1,900万円の減（減収額については全額国費で補てん）

【参考】住宅ローン控除の特例の延長等の措置

《住宅の取得等をして令和4年から令和7年までの間に居住した者》

- ①住宅ローン控除の適用期限を4年延長し、令和7年末までの入居者を対象とするとともに、カーボンニュートラルの実現の観点から省エネ性能等の高い認定住宅等につき、新築住宅等・既存住宅ともに、借入限度額の上乗せを行う。
- ②控除率を0.7%とするとともに、所得要件を2,000万円とする。
- ③新築住宅等について控除期間を13年とするほか、令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅について、合計所得金額1,000万円以下の者に限り、40㎡以上の住宅を控除対象とする。

【控除率】1.0%→0.7% 【控除期間】10年→13年

《借入限度額》		令和4年入居	令和5年入居	令和6年入居	令和7年入居
新築	①長期優良住宅・低炭素住宅	5,000万円		4,500万円	
	②ZEH水準省エネ住宅	4,500万円		3,500万円	
	③省エネ基準適合住宅	4,000万円		3,000万円	
	④その他の住宅	3,000万円		2,000万円（10年間）	
中古	①～③	3,000万円			
	④	2,000万円（10年間）			

長期優良住宅

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき認定された、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅。

低炭素住宅

「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき認定された、建築物における生活や活動に伴って発生する二酸化炭素を抑制するための低炭素化に資する措置が講じられた住宅。

ZEH水準省エネ住宅

高い「断熱」性能をベースに、高効率機器等による「省エネ」、太陽光発電等による「創エネ」を組み合わせることで、住宅の年間のエネルギー消費量をプラスマイナスゼロにすることを目指す住宅（日本住宅性能表示基準で断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6の性能を有する住宅）。

省エネ基準適合住宅

日本住宅性能表示基準で断熱等性能等級4以上かつ一次エネルギー消費量等級4以上の性能を有する住宅

(2) 個人住民税における上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し

(市税条例第 23 条、第 23 条の 10)

ア 改正背景

金融・証券税制においては、預貯金並みの手軽さで株式投資ができる税制が求められ、平成 15 年度税制改正において、一律 20%の源泉徴収のみで納税が完了する仕組み(申告不要)が導入され、申告して各種控除等の適用を受け税負担を軽減させる課税方式との選択が可能となった。

しかし、本来、個人住民税の課税の基礎となる所得金額については、所得税における所得金額を基準とするため、基本的に所得税の所得金額と個人住民税の所得金額は一致するべきところ、上場株式等の配当所得等に係る課税方式においては、所得税と個人住民税において異なる課税方式が選択可能であるため、課税の基礎となる所得金額が一致しないケースがあることから、個人住民税の算定や関連する国民健康保険税等まで影響が及んでいた。

イ 改正内容

令和 4 年度税制改正により、上場株式等の配当所得等に係る課税方式において所得税と個人住民税の課税方式を一致させることとなったことから、所得税と個人住民税における異なる課税方式の選択を廃止し、所得税と個人住民税で課税方式を一致するように見直すもの。

所得税	個人住民税
<p>申告不要 源泉徴収税率 15%</p> <p>例 課税総所得金額 300 万の場合 実質税率 15%</p>	<p>申告不要 源泉徴収税率 5%</p> <p>例 課税総所得金額 300 万の場合 実質税率 5%</p>
<p>総合課税 累進税率－配当控除率＝税率 0%～40%</p> <p>例 課税総所得金額 300 万の場合 実質税率 0%</p>	<p>総合課税 住民税率－配当控除率＝税率 7.2%～8.6%</p> <p>例 課税総所得金額 300 万の場合 実質税率 7.2%</p>

ウ 施行日 令和 6 年 1 月 1 日 (令和 6 年度課税より適用)

エ 影響見込額 約 160 万円の増

(3) 個人住民税における合計所得金額に係る規定の整備

(市税条例第 25 条の 2、第 25 条の 3 の 2、第 25 条 3 の 3)

ア 改正背景

配偶者控除等の合計所得金額の範囲は、所得税は退職所得(※)を含むのに対し、個人住民税はこれに含まれないとされていることから、現行では配偶者等が退職所得を受給した場合、所得税では配偶者控除等の所得要件を満たさない場合でも、個人住民税の配偶者控除等の所得要件を満たしている場合に、控除の申告漏れが起きるケースが生じている。

※分離課税の対象となる退職所得

イ 改正内容

給与所得者の「扶養親族申告書」、「給与支払報告書」、公的年金等受給者の「扶養親族申告書」、「公的年金等支払報告書」について、退職手当等を有する一定の配偶者及び扶養親族の氏名等を記載し申告することで、賦課課税に必要な情報を把握できるように措置する。

- ウ 施行日 市条例第 25 条の 2・・・令和 6 年 1 月 1 日(令和 6 年度課税より適用)
市税条例 25 条の 3 の 2 及び
25 条の 3 の 3・・・令和 5 年 1 月 1 日(令和 6 年度課税より適用)

(4) 地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)に係る固定資産税の課税標準の特例措置
(市税条例附則第8条の2)

ア 改正内容

「わがまち特例」の対象となる資産の取得時期の延長等が行われたことに伴い、地方税法で定められた範囲内で、市町村が条例により課税標準等の特例割合を定める必要があることから、次のとおり定めるもの。

(ア) 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置

① 汚水又は廃液処理施設

公共用水域(河川・海域等)の水質保全を目的として、有害物質を含む汚水や廃液を排出する事業者が設置する施設。

【改正前後の比較】

	改正前	改正後(令和4年度改正)
対象施設	特定事業場において新たに取得する汚水又は廃液処理施設	暫定排水基準が適用されている特定事業場において新たに取得する汚水又は廃液処理施設
取得期間	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで
特例割合の範囲	1/3以上2/3以下 ※参酌基準1/2	変更なし
適用期間	期限なし	変更なし
減収補てん	普通交付税75%	変更なし
	↓	↓
本市条例の割合	1/3(最大軽減)	2/3(最小軽減)

※固定資産税の税額=課税標準額×特例割合(2/3)×税率(1.4%)

【特例割合の決定期理】

法令上、排水基準に適合しない排水を排出してはならず、排水基準を遵守するための設備の導入は、税制上の支援の有無にかかわらず事業者が対応すべきものである。

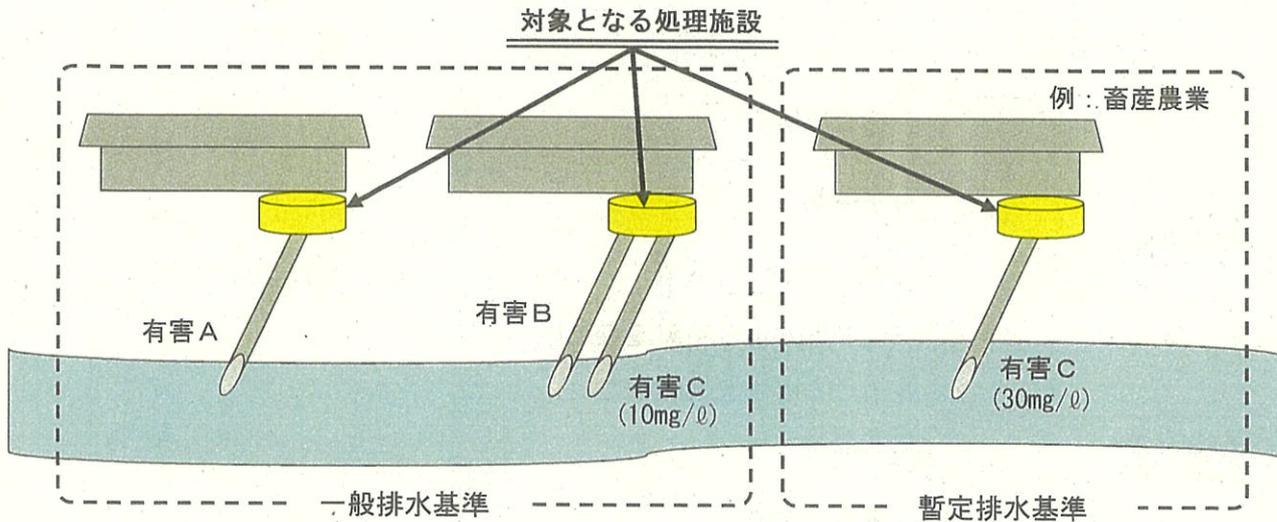
また、長崎市においては水質汚濁の代表的な指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)及びCOD(化学的酸素要求量)について環境基準を達成しており、税制上の優遇措置を講じる必要性は低いことから、軽減割合が最も低い特例割合(2/3)を適用する。

【特例適用実績】

年度	件数	本税(年額)	軽減額	備考
R2	1件	19千円	16千円	H27適用分のため特例割合1/6
R3	1件	16千円	13千円	同上
R4	1件	14千円	11千円	同上

【イメージ】

改正前

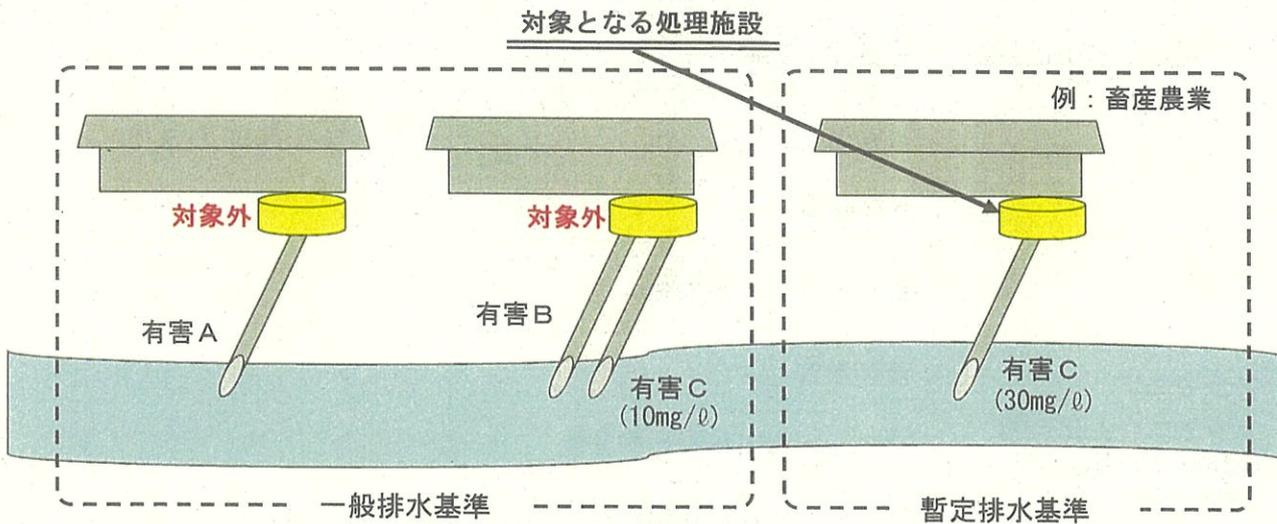


《対象施設》 特定事業場において新たに取得する汚水又は廃液処理施設
《取得期間》 令和2年4月1日～令和4年3月31日
《特例割合》 1/3以上2/3以下の範囲内（参酌1/2）



本市条例の特例割合 1/3（最大軽減）

改正後



《対象施設》 暫定排水基準が適用されている特定事業場において新たに取得する汚水又は廃液処理施設
《取得期間》 令和4年4月1日～令和6年3月31日
《特例割合》 1/3以上2/3以下の範囲内（参酌1/2）



本市条例の特例割合 2/3（最小軽減）

※排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）より抜粋

【暫定排水基準が適用される有害物質と対象業種】

有害物質	対象業種	適用期限
①窒素含有量	天然ガス鉱業	令和5年9月30日まで
	畜産農業	
	酸化コバルト製造業	
	バナジウム化合物製造業及び モリブテン化合物製造業	
②りん含有量	畜産農業	
③ほう素及びその化合物	電気めっき業	令和4年6月30日まで
	ほうろう鉄器製造業	
	下水道業	
	金属鉱業	
	旅館業	
④ふっ素及びその化合物	ほうろう鉄器製造業	
	電気めっき業	
	旅館業	
⑤アンモニア、 アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物、 硝酸化合物	下水道業	
	酸化コバルト製造業	
	畜産農業	
	ジルコニウム化合物製造業	
	モリブテン化合物製造業	
	バナジウム化合物製造業	
	貴金属製造・再生業	
⑥亜鉛	電気めっき業	令和6年12月10日まで

② 下水道除害施設

公共用水域の水質保全と下水道の配管保護のために、下水道の排水区域内で下水道使用者が設置する施設。

【改正前後の比較】

	改正前	改正後(令和4年度改正)
対象施設	公共下水道を使用する者が新たに設置した除害施設	令和4年4月1日以後に供用が開始された公共下水道の排水区域内の工場等において、当該供用が開始された日前から事業を行う者が当該工場等に新たに設置した除害施設
取得期間	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで
特例割合の範囲	2/3以上 5/6以下 ※参酌基準 3/4	7/10以上 9/10以下 ※参酌基準 4/5
適用期間	期限なし	変更なし
減収補てん	普通交付税 75%	変更なし
	↓	↓
本市条例の割合	5/6 (最小軽減)	廃止

【特定割合の決定理由】

長崎市における公共下水道事業は面的整備が概ね完了しており、令和2年度末時点の下水道普及率は94.3%、集落排水施設等を含めた汚水処理人口普及率は97.8%となっている。

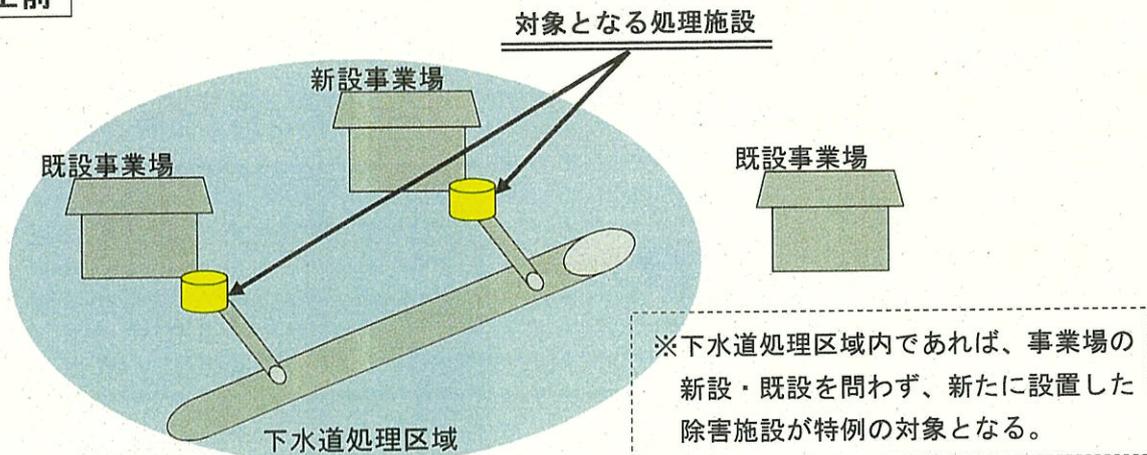
未整備箇所は低地等で整備が見込めない場所であるため、現時点では汚水処理区域の拡大の見込みがなく、新たに特例の対象となる施設が生じないことから特例を廃止する。

【特例適用実績】

年度	件数	本税(年額)	軽減額	備考
R2	7件	67千円	11千円	特例割合 5/6
R3	5件	26千円	4千円	同上
R4	6件	56千円	9千円	同上

【イメージ】

改正前



《取得期間》 令和2年4月1日～令和4年3月31日

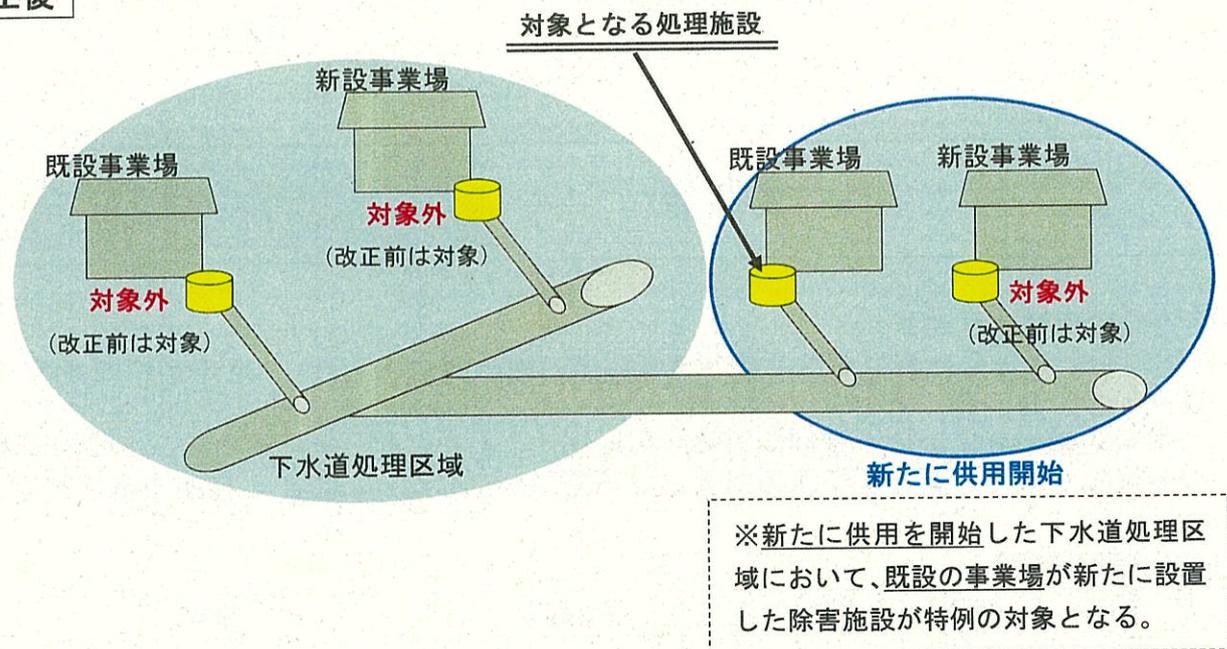
《特例割合》 2/3以上5/6以下の範囲内（参酌3/4）

《対象施設》 公共下水道を使用する者が新たに設置した除害施設



本市条例の特例割合 5/6（最小軽減）

改正後



《取得期間》 令和4年4月1日～令和6年3月31日

《特例割合》 7/10以上9/10以下の範囲内（参酌4/5）

《対象施設》 令和4年4月1日以後に供用が開始された公共下水道の排水区域内の
工場等において、当該供用が開始された日前から事業を行う者が当該
工場等に新たに設置した除害施設



廃止

(イ) 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置

【改正前後の比較】

	改正前	改正後(令和4年度改正)																																													
対象施設	太陽光、風力、水力、地熱及び バイオマス発電設備	変更なし																																													
取得期間	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで																																													
特例割合 の範囲 及び 本市条例 の割合	<p>①太陽光発電設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>出力</th> <th>割合の範囲</th> <th>市割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1000kw未満</td> <td>1/2以上5/6以下 (参酌2/3)</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>1000kw以上</td> <td>7/12以上11/12以下 (参酌3/4)</td> <td>7/12</td> </tr> </tbody> </table> <p>②風力発電設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>出力</th> <th>割合の範囲</th> <th>市割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20kw未満</td> <td>7/12以上11/12以下 (参酌3/4)</td> <td>7/12</td> </tr> <tr> <td>20kw以上</td> <td>1/2以上5/6以下 (参酌2/3)</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>③水力発電設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>出力</th> <th>割合の範囲</th> <th>市割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5000kw未満</td> <td>1/3以上2/3未満 (参酌1/2)</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>5000kw以上</td> <td>7/12以上11/12以下 (参酌3/4)</td> <td>7/12</td> </tr> </tbody> </table> <p>④地熱発電設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>出力</th> <th>割合の範囲</th> <th>市割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1000kw未満</td> <td>1/2以上5/6以下 (参酌2/3)</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>1000kw以上</td> <td>1/3以上2/3未満 (参酌1/2)</td> <td>1/3</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑤バイオマス発電設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>出力</th> <th>割合の範囲</th> <th>市割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1万kw未満</td> <td>1/3以上2/3未満 (参酌1/2)</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>1万kw以上 2万kw未満</td> <td>1/2以上5/6以下 (参酌2/3)</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table>	出力	割合の範囲	市割合	1000kw未満	1/2以上5/6以下 (参酌2/3)	1/2	1000kw以上	7/12以上11/12以下 (参酌3/4)	7/12	出力	割合の範囲	市割合	20kw未満	7/12以上11/12以下 (参酌3/4)	7/12	20kw以上	1/2以上5/6以下 (参酌2/3)	1/2	出力	割合の範囲	市割合	5000kw未満	1/3以上2/3未満 (参酌1/2)	1/3	5000kw以上	7/12以上11/12以下 (参酌3/4)	7/12	出力	割合の範囲	市割合	1000kw未満	1/2以上5/6以下 (参酌2/3)	1/2	1000kw以上	1/3以上2/3未満 (参酌1/2)	1/3	出力	割合の範囲	市割合	1万kw未満	1/3以上2/3未満 (参酌1/2)	1/3	1万kw以上 2万kw未満	1/2以上5/6以下 (参酌2/3)	1/2	変更なし
出力	割合の範囲	市割合																																													
1000kw未満	1/2以上5/6以下 (参酌2/3)	1/2																																													
1000kw以上	7/12以上11/12以下 (参酌3/4)	7/12																																													
出力	割合の範囲	市割合																																													
20kw未満	7/12以上11/12以下 (参酌3/4)	7/12																																													
20kw以上	1/2以上5/6以下 (参酌2/3)	1/2																																													
出力	割合の範囲	市割合																																													
5000kw未満	1/3以上2/3未満 (参酌1/2)	1/3																																													
5000kw以上	7/12以上11/12以下 (参酌3/4)	7/12																																													
出力	割合の範囲	市割合																																													
1000kw未満	1/2以上5/6以下 (参酌2/3)	1/2																																													
1000kw以上	1/3以上2/3未満 (参酌1/2)	1/3																																													
出力	割合の範囲	市割合																																													
1万kw未満	1/3以上2/3未満 (参酌1/2)	1/3																																													
1万kw以上 2万kw未満	1/2以上5/6以下 (参酌2/3)	1/2																																													
適用期間	3ヶ年度分	変更なし																																													
減収 補てん	普通交付税 75%	変更なし																																													

※固定資産税の税額＝課税標準額×特例割合×税率(1.4%)

【特例割合の決定理由】

長崎市は、これまでも温室効果ガス排出量を削減する取組みを進めてきたが、さらに取組みを加速させ、将来にわたり健やかに暮らすことのできるまちを目指し、2050年までに二酸化炭素の排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ長崎」を宣言した。

計画的な脱炭素社会作りを目指すには、引き続き再生可能エネルギーの導入が必要であり、税制上の優遇措置を講じる必要性があるため、全ての発電設備について、軽減割合が最も高い特例割合を適用する。

【特例適用実績】

年度	件数	本税(年額)	軽減額	備考
R2	5件	1,060千円	530千円	特例 1/2 割合 (風力 20Kw 未満)
R3	一件	－ 千円	－ 千円	適用実績なし
R4	一件	－ 千円	－ 千円	適用実績なし

イ 施行日 公布の日
(令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用)

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、政令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分

_____の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 [略]

(市民税の申告)

第25条の2 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに省令第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(政令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、政令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 [略]

(市民税の申告)

第25条の2 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに省令第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(政令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しない

____に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第23条の8の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第14条第2項に規定する者については、この限りでない。

2～9 [略]

第25条の3 [略]

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(省令で定める事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により附記された事項は、前条第1項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 [略]

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第25条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、市

ものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第23条の8の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第14条第2項に規定する者については、この限りでない。

2～9 [略]

第25条の3 [略]

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(省令で定める事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 [略]

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第25条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、市

長が定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2)～(3) [略]

2～5 [略]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第25条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族

_____を除く。)を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を

長が定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

(3)～(4) [略]

2～5 [略]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第25条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第31条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を

有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、市長が定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2)～(3) [略]

2～5 [略]

(不均一課税に係る固定資産税の税率)

第35条の3 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第6号に規定する施設建築物で同法第138条第1項の耐火建築物に該当する家屋（法附則第16条の規定の適用を受ける部分を除く。）に対して課する固定資産税の税率は、前条の規定にかかわらず、当該家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から5年度分に限り、100分の1.05とする。

附則

第6条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則

有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、市長が定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 特定配偶者の氏名

(3)～(4) [略]

2～5 [略]

(不均一課税に係る固定資産税の税率)

第35条の3 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第6号に規定する施設建築物で同法第138条第1項の耐火建築物に該当する家屋（法附則第15条の6から第15条の11までの規定の適用を受ける部分を除く。）に対して課する固定資産税の税率は、前条の規定にかかわらず、当該家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から5年度分に限り、100分の1.05とする。

附則

第6条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則

第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第23条の4及び第23条の7の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 [略]

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第8条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は、6分の5とする。

3 法附則第15条第16項本文に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は、6分の5とする。

5 法附則第15条第24項第2号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第24項第3号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第25項第1号に規定する条例で定める割合は、6分の5とする。

8 法附則第15条第25項第2号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合

第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第23条の4及び第23条の7の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 [略]

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第8条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

2 法附則第15条第15項本文に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は、6分の5とする。

4 法附則第15条第23項第2号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第23項第3号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は、6分の5とする。

7 法附則第15条第24項第2号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合

は、2分の1とする。

12 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。

14 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。

15 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。

16 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

17 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

18 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

19 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

20 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

21 法附則第64条に規定する条例で定める割合は、零とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第21条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合におけ

は、2分の1とする。

11 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。

13 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。

14 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。

15 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

16 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

17 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

18 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

19 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

20 法附則第64条に規定する条例で定める割合は、零とする。

<p>る附則第6条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</p> <p>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第6条の3の2第1項の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</p>	<hr/>
--	---

長崎市税条例の一部を改正する条例（令和3年長崎市条例第26号）
附則による改正

現行	改正後（案）
<p>長崎市税条例（昭和25年長崎市条例第57号）の一部を次のように改正する。</p> <p>〔中略〕</p> <p>第25条の3の3第1項中「<u>控除対象扶養親族を除く</u>」を「<u>年齢16歳未満の者</u> _____に限る」 に改める。</p> <p>〔後略〕</p>	<p>長崎市税条例（昭和25年長崎市条例第57号）の一部を次のように改正する。</p> <p>〔中略〕</p> <p>第25条の3の3第1項中「<u>扶養親族（）の次に「年齢16歳未満の者又は</u>」を加え、 「<u>有しない者を除く</u>」を「<u>有する者に限る</u>」 に改める。</p> <p>〔後略〕</p>